

環境活動レポート

2019年度

(活動期間:2018年10月~2019年9月)

2019年12月16日発行



1. 環境方針

産業廃棄物の収集運搬及びプラント清掃メンテナンス、生産請負業務等の事業活動全域において省資源・省エネルギー活動を推進し、地球温暖化の防止に取り組みます。

環境衛生のニーズに応えると共に、廃棄物のリサイクルを促進し、環境保全活動に取り組みます。

行動方針

株式会社丸萬商事は、事業活動の中で環境目的・目標を設定して取り組み、環境負荷の削減に努めます。

- 1、事業活動全般に伴う環境への負荷を削減するため、以下の項目を環境管理重点テーマとして取り組み、継続的な環境負荷の削減に努めます。
 - ①収集運搬車両と営業車両の燃料使用量を削減し、排気ガスの抑制。
 - ②事業活動全体の電気使用量の削減。
上記①②の活動を通じて、二酸化炭素排出量の削減に努めます。
 - ③一般廃棄物の削減。
 - ・一般廃棄物の適正処理及びリサイクル(再生利用)推進。
 - ・事業活動でリユース(再使用)の推進。
 - ④水資源の節水。
 - ⑤業務上の購入品と調達品については、グリーン購入やグリーン調達を推進します。
 - ⑥環境コンサルタント業務の促進。
- 2、産業廃棄物収集運搬及びプラント清掃メンテナンス業等に係わる環境関連法規・条例及びその他の要求事項を遵守します。
- 3、環境マネジメントシステムの継続的改善に努めます。
- 4、この環境方針は、社員全員に周知すると共に、社外にも公表します。

制定日 2007年 9月25日
改訂日 2017年 10月 1日

株式会社丸萬商事
代表取締役 安本 悠起子

2. 事業所の概要

事業所名及び代表者名

・株式会社丸萬商事 代表取締役 安本 悠起子

設立年月日

・昭和48年12月5日（創業 昭和36年5月）

資本金

・5,000万円

所在地（認証・登録対象組織・サイトは全社）

- ・本社 大阪府松原市三宅西1丁目345番地の7 TEL072-336-2068 FAX072-336-4591
- ・対象事務所: 下記3ヶ所
 - ①柏原営業所 大阪府柏原市国分東条町3273(株)ジェイテクト国分工場内
TEL072-977-5882 FAX072-977-5883
 - ②堺営業所 大阪府堺市西区築港新町3丁1番地 宇部興産(株)堺工場内
TEL072-280-6886 FAX072-280-6888
 - ③堺東営業所 大阪府堺市堺区市之町東5丁2-11堺グリーンプラザ3F
TEL072-228-1202 FAX072-228-1220

環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

- ・責任者 専務取締役 安本 晃 TEL: 072-228-1202
- ・担当者 管理部環境安全課 藤原 直子 TEL: 072-977-5882

事業の内容（認証・登録範囲：全組織・全活動）

- ・産業廃棄物収集運搬
- ・プラント清掃メンテナンス
- ・生産請負業務
- ・廃棄物処理にかかわるコンサルタント業務
- ・前記各項の付帯する一切の業務

事業年度

・10月～9月

3. 事業の規模

活動規模	2017年	2018年	2019年
売上高	546百万円	696百万円	841百万円
収集運搬量 (汚泥・廃プラスチック類、その他)	13,500t	14,497t	14,892t

- ・ 従業員数

38人(認証・登録適用範囲内従業員数32人)(常駐先従業員数6人)

※2019年9月30日現在

尚、認証・登録範囲外の従業員は常駐している客先のEMSの管理下で活動している。

延べ床面積 335.17㎡

(本社165.8㎡ ・ 柏原営業所61.27㎡ ・ 堺営業所45.36㎡ ・ 堺東営業所62.74㎡)

(2) 保有車両・機材- 1



(2) 保有車両・機材- 2



2.5トンフォークショベル 1台



2トンフォークリフト(標準型・回転型) 2台



13KLステンレスタンクローリ 2台



2トンバキューム車 1台



7トンブロー車 1台



10トンブロー車 1台



計量装置付き25トンブロー車 2台



計量装置付き

(2) 保有車両・機材- 3



7トンプッカー車 3台

計量装置付7トンプッカー車での回収に変更した場合
・複数の企業様をルート巡回して処理業者へ運送するため、従来のパッカー車に比べて運搬作業の費用が軽減できる。
・お客様の前で計量伝票を発行し、適正な金額をその場で確認できる。
※弊社の処理費の精算方法は重量精算

国内初 マニフェスト対応
計量票即時発行システム

※弊社の自動計量パッカー車による産業廃棄物収集運搬システムにより、産廃排出事業者が、

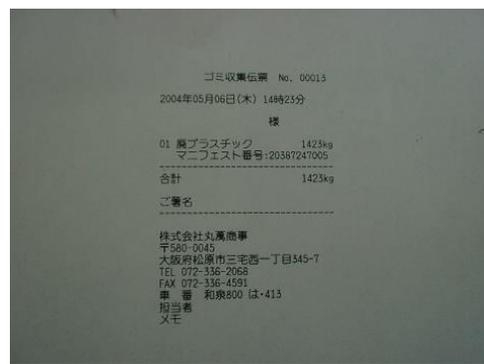
- 1) 収集運搬コストの削減
 - 2) 産廃の保管スペースと分別スペースの確保
 - 3) 防火・防災管理の強化
 - 4) 食品工場での防虫・防臭等の衛生管理向上
 - 5) 産廃発生量の目標管理向上
- 以上のメリットが図れる。



計量装置本体



携帯端末機



計量伝票



後部積載重量デジタル表示

(3) 産業廃棄物収集運搬許可番号

※積み替え保管場所無し

府・県名	区分	許可番号	許可年月日	有効年月日	備考
大阪府	産業廃棄物	第02700004771号	平成28年4月28日	平成35年4月27日	優良
	特別管理産業廃棄物	第02750004771号	平成27年7月1日	平成34年6月30日	優良
奈良県	産業廃棄物	第02900004771号	平成29年6月5日	平成36年6月4日	優良
	特別管理産業廃棄物	第02950004771号	平成30年6月1日	平成35年5月31日	
三重県	産業廃棄物	第02400004771号	平成30年2月19日	平成37年2月18日	優良
	特別管理産業廃棄物	第02450004771号	平成28年7月20日	平成35年7月19日	優良
滋賀県	産業廃棄物	第02501004771号	平成27年6月25日	平成34年8月24日	優良
愛知県	特別管理産業廃棄物	第02350004771号	平成29年1月17日	平成34年1月16日	
福井県	産業廃棄物	第01807004771号	平成29年2月28日	平成34年2月27日	
岐阜県	産業廃棄物	第02100004771号	平成31年2月18日	平成36年2月17日	
兵庫県	産業廃棄物	第02804004771号	平成28年2月2日	平成35年2月1日	優良
	特別管理産業廃棄物	第02854004771号	平成26年6月1日	平成33年5月31日	優良
京都府	産業廃棄物	第02601004771号	令和元年12月18日	令和8年12月17日	優良
	特別管理産業廃棄物	第02651004771号	平成28年10月23日	平成35年10月22日	優良
和歌山県	産業廃棄物	第03000004771号	平成27年8月23日	平成34年8月22日	優良
岡山県	産業廃棄物	第03308004771号	平成26年3月16日	平成33年3月15日	優良
	特別管理産業廃棄物	第03350004771号	平成29年11月13日	平成34年10月28日	優良
広島県	特別管理産業廃棄物	第03450004771号	平成31年1月4日	平成36年1月3日	
徳島県	産業廃棄物	第3600004771号	平成29年5月17日	平成36年4月26日	優良
	特別管理産業廃棄物	第3650004771号	平成29年5月17日	平成36年4月26日	優良
福岡県	産業廃棄物	第04000004771号	平成28年12月9日	平成33年12月8日	
	特別管理産業廃棄物	第04050004771号	平成29年12月20日	平成36年12月19日	優良
山口県	産業廃棄物	第03500004771号	平成31年3月7日	平成38年3月6日	優良
	特別管理産業廃棄物	第03550004771号	平成31年3月7日	平成38年3月6日	優良
愛媛県	産業廃棄物	第03806004771号	平成31年3月24日	平成38年3月23日	優良
千葉県	産業廃棄物	第01200004771号	平成31年1月25日	平成36年1月24日	
	特別管理産業廃棄物	第01250004771号	平成31年1月25日	平成36年1月24日	

※今年度(2019年度)変更事項

- ・愛媛県・山口県の産業廃棄物収集運搬業、山口県の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証で優良認定を受けた。
- ・岐阜県・千葉県で産業廃棄物収集運搬業、広島県・千葉県で特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた。

特別管理産業廃棄物

●：許可取得

種類 \ 府・県名	大阪府	奈良県	三重県	兵庫県	京都府	岡山県	広島県	徳島県	福岡県	山口県	愛知県	千葉県
燃え殻		●	●			●	●		●	●	●	●
汚泥	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
廃油	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
廃酸	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
廃アルカリ	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
ばいじん	●	●		●		●	●		●	●	●	●
廃石綿等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
廃水銀等	●	●					●				●	●
廃PCB等 (低濃度PCB廃棄物)	●					●						
PCB汚染物 (低濃度PCB廃棄物)	●					●						

産業廃棄物

●：許可取得

府・県名 種類		府・県名														
		大阪府	奈良県	三重県	滋賀県	兵庫県	京都府	和歌山県	岡山県	徳島県	福岡県	山口県	愛媛県	福井県	岐阜県	千葉県
燃え殻		●	●	●			●		●	●	●	●	●	●	●	●
汚泥		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
廃油		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
廃酸		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
廃アルカリ		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
廃プラスチック		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
紙くず		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
木くず		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
動物性残さ		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ゴムくず		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
金属くず		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ガラスくず		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
鋳さい		●	●	●		●				●	●	●	●	●	●	●
がれき類		●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●
ばいじん		●	●	●		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●
産業廃棄物 石綿含有産業		●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●
産業廃棄物 水銀使用製品		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水銀含有ばいじん等	燃え殻		●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●
	汚泥	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	廃酸		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	廃アルカリ		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	鋳さい		●	●		●					●	●	●	●	●	●
ばいじん		●	●		●			●	●	●	●	●	●	●	●	

※産業廃棄物収集運搬料金は、随時無料で見積り致します

4. 主な環境負荷の実績

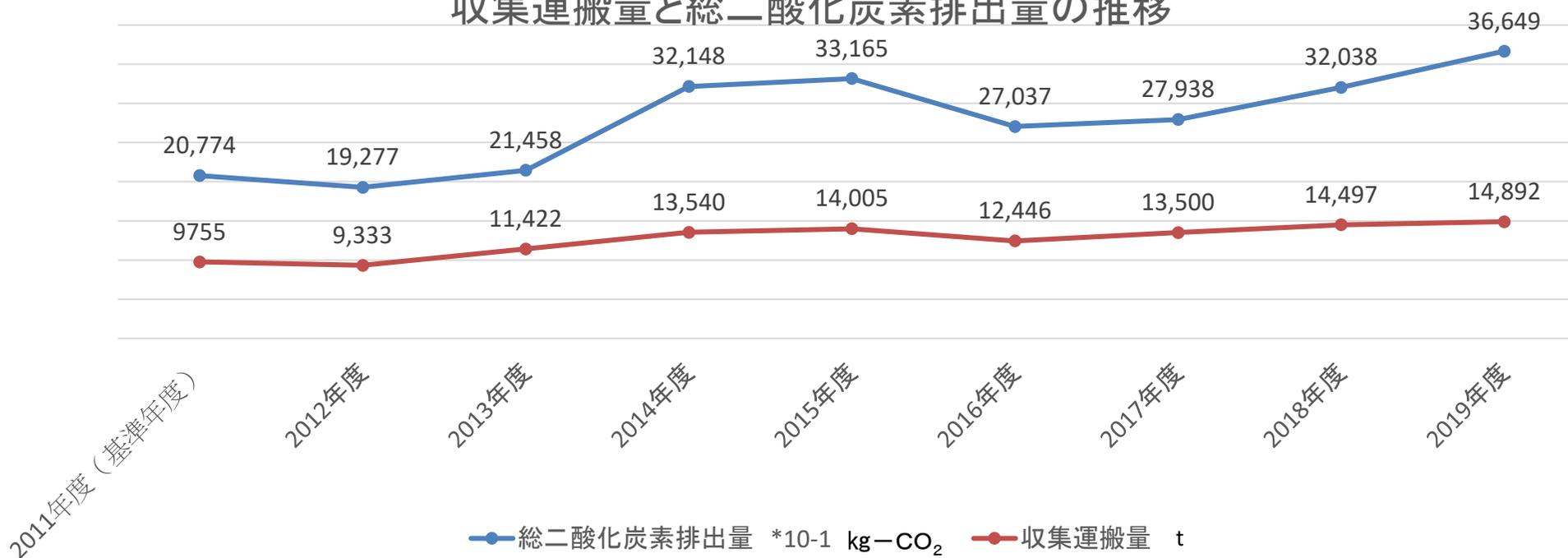
弊社の主な環境負荷は作業車両の燃料になるので、仕事量が増えれば車両燃料使用量も増え、二酸化炭素排出量も増えます。環境に与える負荷を常に低減するようエコドライブ推進、車両管理、更なる収集運搬の配車効率化を図っています。現在、燃料の二酸化炭素排出量の削減を、1時間当たりの車両燃料使用量の削減で取り組んでいます。

※主な環境負荷の排出量推移

・総二酸化炭素排出量は、ガスも含む。

年度		2011年度 (基準年度)	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
総二酸化炭素排出量*10 ⁻¹	kg-CO ₂	20,774	19,277	21,458	32,148	33,165	27,037	27,938	32,038	36,649
収集運搬量	t	9,755	9,333	11,422	13,540	14,005	12,446	13,500	14,497	14,892

収集運搬量と総二酸化炭素排出量の推移

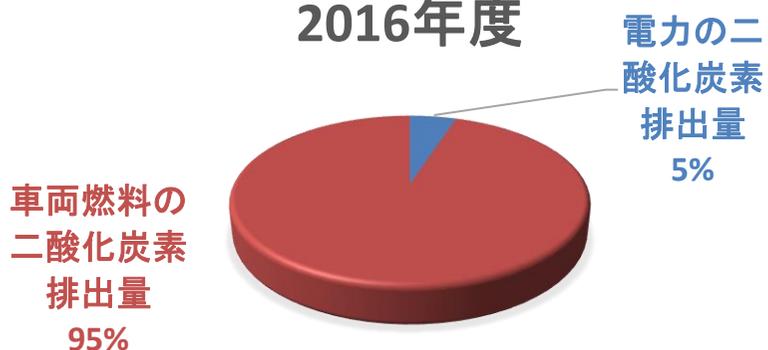


全体の二酸化炭素排出量の割合

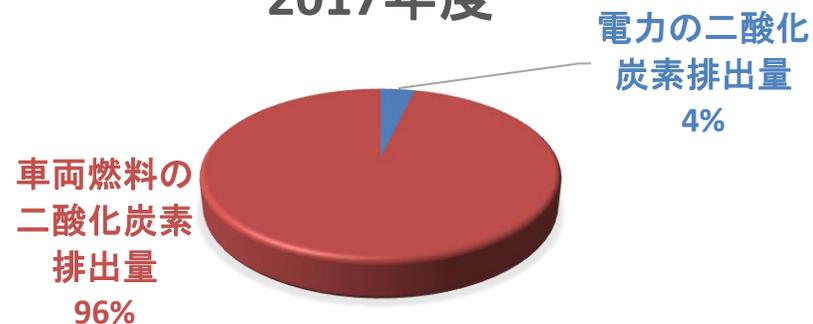
2016年度	
二酸化炭素総排出量	270,372kg-CO ₂
電力の二酸化炭素排出量	13,657kg-CO ₂
車両燃料の二酸化炭素排出量	255,998kg-CO ₂

2017年度	
二酸化炭素総排出量	279,381kg-CO ₂
電力の二酸化炭素排出量	10,411kg-CO ₂
車両燃料の二酸化炭素排出量	268,392kg-CO ₂

2016年度



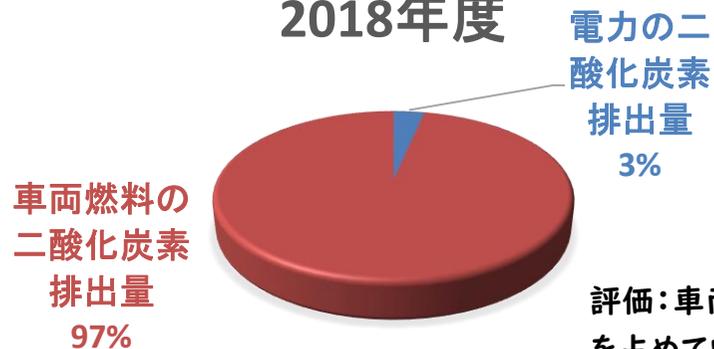
2017年度



2018年度	
二酸化炭素総排出量	320,382kg-CO ₂
電力の二酸化炭素排出量	10,784kg-CO ₂
車両燃料の二酸化炭素排出量	30,9544kg-CO ₂

2019年度	
二酸化炭素総排出量	366,494kg-CO ₂
電力の二酸化炭素排出量	6,312kg-CO ₂
車両燃料の二酸化炭素排出量	359,337kg-CO ₂

2018年度



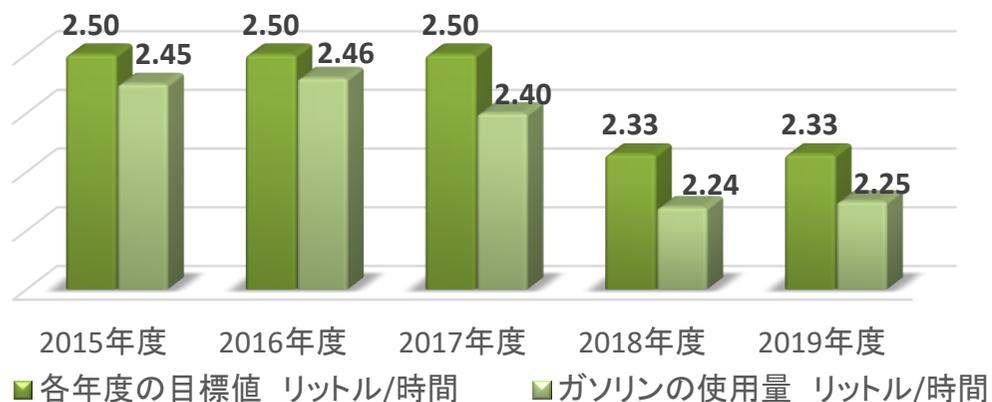
2019年度



評価: 車両燃料の二酸化炭素排出量が90%以上を占めているので、エコドライブの教育推進を図る

主な環境負荷の推移

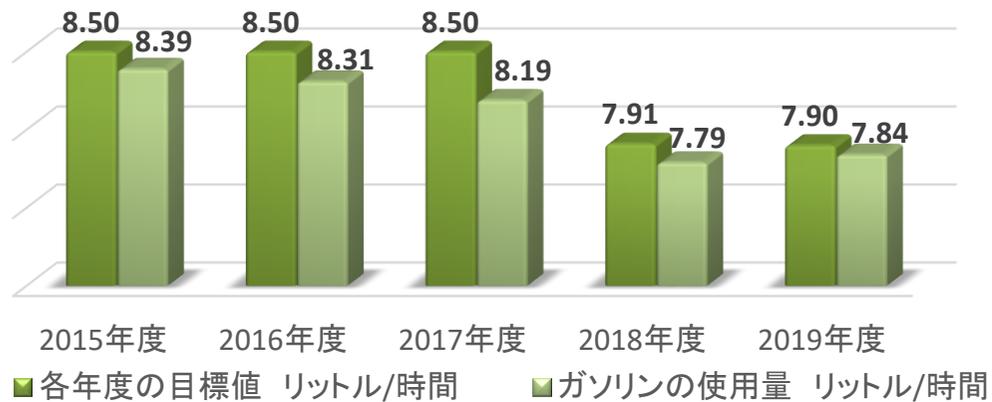
車両1時間当たりのガソリン消費量



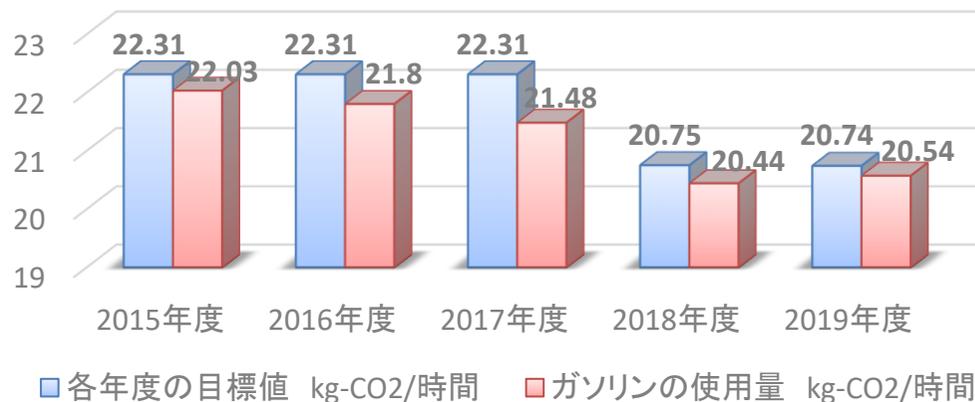
ガソリンを1時間に消費した場合の二酸化炭素排出量



車両1時間当たりの軽油消費量



軽油を1時間に消費した場合の二酸化炭素排出量



グリーン購入の割合



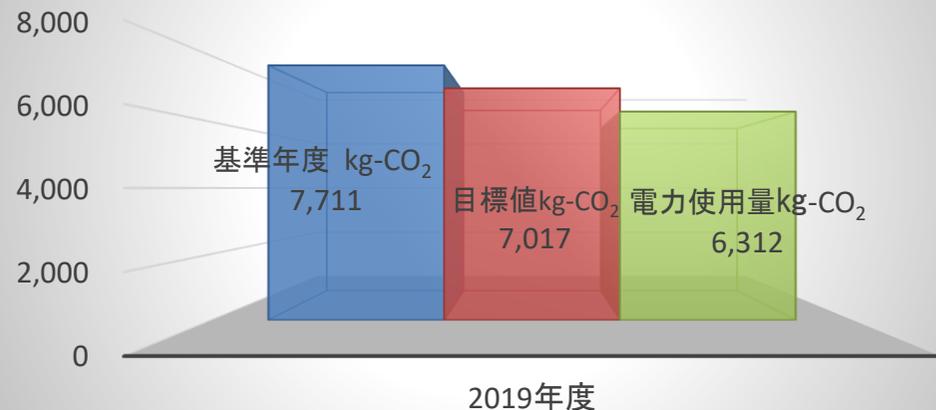
評価：ガソリンと軽油は各年度の目標値以下で達成している。グリーン購入率も向上し消耗品等も可能な限り対象商品を購入していく。

主な環境負荷の推移

電力使用量



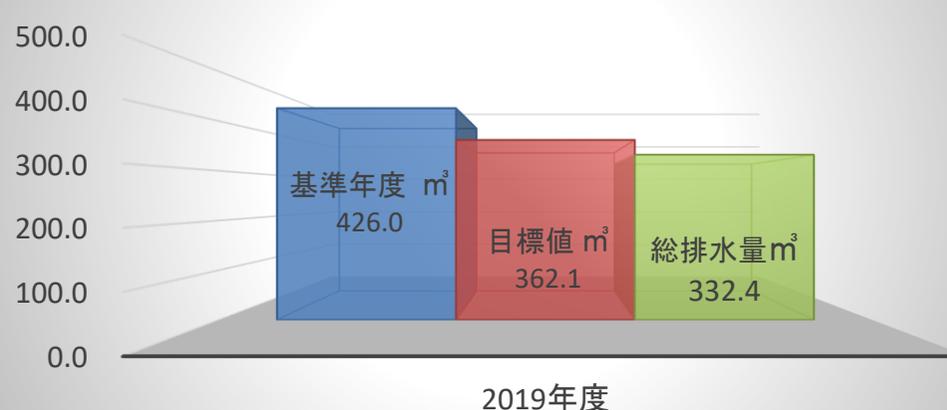
電気使用量で排出した二酸化炭素量



一般廃棄物排出量



水の使用量



※今年度より電力二酸化炭素排出量・一般廃棄物排出量・上下水使用量は、原単位目標を止め、新しい目標値を設定した為グラフを変更しています。
評価: 目標値以下で達成できた。

5.実施体制図(2019年9月30日現在)

認証・登録範囲

住所:大阪府松原市三宅西1丁目345-7

関連事務所:4箇所

対象事務所名:**柏原営業所** 大阪府柏原市国分東条町3273
堺営業所 大阪府堺市西区築港新町3丁1番地
堺東営業所 大阪府堺市堺区市之町東5丁2-11
 堺グリーンプラザ3F

活動:産業廃棄物収集運搬

プラント清掃メンテナンス

生産請負業務

廃棄物処理にかかわるコンサルタント業務

前記各項の付帯する一切の業務

総従業員数:38名

常駐先従業員数:6名

認証・登録適用内従業員数:32名

適用範囲

代表取締役社長

安本 悠起子

EA21推進会議

安本 悠起子
安本 晃

環境管理責任者
専務取締役

安本 晃

EA21事務局

藤原 直子
細見 奈央

柏原営業所・堺営業所

堺東営業所

本社

工務部部长

営業部部长

開発部部长

管理部部长

生産課課長

工事課課長

営業部課長

開発部主幹

総務経理課課長

環境安全課課長

生産課主任

工事課主任

課員

常駐生産
支援課員

常駐清掃
支援課員

課員

課員

課員

(常駐している客先のEMSで活動しており適用範囲外)

6. 環境目標及びその実績 & 環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容 (2018年10月～2019年9月)

	取組項目	電力使用量の削減	ガソリン使用量の削減	軽油使用量の削減	一般廃棄物排出量の削減	水使用量の削減	グリーン購入	コンサルタント業務の促進	
	単位	kg-CO ₂	kg-CO ₂ /時間	kg-CO ₂ /時間	kg	m ³	%	件	
全社	基準年度	2007年	2014年	2014年	2007年	2007年	2012年	2011年	
	数値	7,711	5.80	22.31	1,264	426.0	21.5	6	
	今年度	2019年							
	目標	7,017	5.40	20.74	1,150	362.1	30	8	
	差	694	0.40	1.57	114	63.9	8.5	2	
	基準年度比	91.00%	93.10%	92.96%	90.98%	85.00%	139.53%	133.33%	
	実績	6,312	5.22	20.54	1,128	332.4	37.7	8	
	結果	差	705	0.18	0.20	22	29.7	7.7	0
		比	89.95%	96.67%	99.04%	98.10%	91.80%	125.7%	100.00%
評価		年度目標 達成	年度目標 達成	年度目標 達成	年度目標 達成	年度目標 達成	年度目標 達成	年度目標 達成	
		継続して目標達成手段に取り組む	継続して目標達成手段に取り組む	継続して目標達成手段に取り組む	継続して目標達成手段に取り組む	継続して目標達成手段に取り組む	継続して目標達成手段に取り組む	継続して目標達成手段に取り組む	
目標達成手段	<ul style="list-style-type: none"> 不要照明の消灯 電気製品の空運転防止 電気製品の省エネ化 断熱対策 対流による室温の統一化 冷暖房温度の設定(冷房28℃、暖房20℃) 	<ul style="list-style-type: none"> エコドライブ10を実施 アイドリングストップ 急発進、急加速の防止 冷暖房の控え目使用 暖機運転は適切に 車間距離は余裕をもって エンジブレーキを積極的 道路交通情報の活用 タイヤの空気圧チェック 不要な荷物を降ろす 駐車場所に注意 	<ul style="list-style-type: none"> ゴミの分別の徹底 作業道具の再使用 ミスコピーの防止 裏紙の使用 古紙の再利用の促進 封筒の再利用 一般廃棄物のリサイクル化 ペーパーレス化 	<ul style="list-style-type: none"> 水漏れチェック 節水の呼びかけ 洗濯はまとめて 雨水の有効利用 	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した製品(環境物品)を優先的に購入したり情報提供することによって、環境物品の需要拡大を図る 事務用品はアスクルのグリーン商品リストマークの有る物を優先的に購入する 	<ul style="list-style-type: none"> 取引事業者に対し廃棄物の処分方法の改善とリサイクルの促進をコンサルタントする 			
2020年度以降の目標値	6,581kg-CO ₂	5.30 kg-CO ₂ /時間	20.60 kg-CO ₂ /時間	1,140 kg	350.0 m ³	32%	9 件		

※大阪ガスの二酸化炭素排出係数、0.398kg-CO₂/KWhを使用

・ガソリン、軽油に関しては、作業車両1時間当たりの消費量で算出している。(年間の平均)

※2019年度から電力二酸化炭素排出量・一般廃棄物排出量・水使用量の削減は、取組目標の変更あり

	取組項目	電カス使用量の削減	ガソリン使用量の削減	軽油使用量の削減	一般廃棄物排出量の削減	水使用量の削減	グリーン購入	コンサルタント業務の促進	
	単位	kg-CO2	kg-CO2/時間	kg-CO2/時間	kg	m ³	%	件	
本社、堺東営業所	基準年度	2007年	2014年	/	2007年	2007年	2012年	2011年	
	数値	1,607	5.22		54.0	111.0	22.5	6	
	今年度	2019年			2019年				
	目標	1,350	4.66		36.0	95.4	30	8	
	差	257	0.56		18.0	15.6	7.5	2	
	基準年度比	84.01%	89.27%		66.67%	85.95%	133.3%	133.33%	
	実績	1,187	4.47		34.0	74.4	30.3	8	
	結果	差	163		0.19	2.0	21.0	0.3	0
		比	87.93%		95.92%	94.44%	77.99%	101.0%	100.00%
	評価	年度目標 達成			年度目標 達成		年度目標 達成	年度目標 達成	年度目標 達成
柏原営業所	基準年度	2007年	2014年	2014年	2007年	2007年	2012年	/	
	数値	4,028	6.80	11.55	852.0	315.0	20		
	今年度	2019年							
	目標	3,625	6.67	11.32	809.0	266.0	30		
	差	403	0.13	0.23	43.0	49.0	10		
	基準年度比	90.00%	98.09%	98.01%	94.95%	84.44%	150.0%		
	実績	3,255	5.90	11.23	788.4	258.0	33.2		
	結果	差	370	0.77	0.09	20.6	8.0		3.2
比		89.79%	88.46%	99.20%	97.45%	96.99%	110.7%		
評価	年度目標 達成		年度目標 達成		年度目標 達成	年度目標 達成	年度目標 達成		
堺営業所	基準年度	2007年	2014年	2014年	2007年	/	2012年	/	
	数値	2,076	5.76	22.31	358.0		25.0%		
	今年度	2019年					2019年		
	目標	2,014	5.76	21.64	308.0		35.0%		
	差	62	0.00	0.67	50.0		10.0%		
	基準年度比	97.01%	100.00%	97.00%	86.03%		140.0%		
	実績	1,870	4.24	21.43	305.7		47.2%		
	結果	差	144	1.52	0.21		2.3		12.2%
比		92.85%	73.61%	99.03%	99.25%	134.9%			
評価	年度目標 達成		年度目標 達成		年度目標 達成	年度目標 達成	年度目標 達成		

※本社は、軽油の使用なし。

※堺営業所は、上水を常駐先から供給を受けている為、実績把握が困難な為、定性目標を設定して取り組んでいる。

定性目標の点数(自己申告による点数制)

- ・(8点)達成手段をよく理解し・100%守れた
- ・(5点)達成手段は少し理解した・50%守れた
- ・(2点)達成手段は理解したが・守れなかった

- ・(7点)達成手段はよく理解した・75%守れた
- ・(4点)達成手段は理解した・25%守れた
- ・(1点)達成手段は少し理解した・守れなかった

- ・(6点)達成手段は理解した・50%守れた
- ・(3点)達成手段は少し理解した・25%守れた
- ・(0点)達成手段を理解できず・守れなかった

7. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

法的義務を受ける主な環境関連法規は次の通りである。

適用される法規	内容
<p>廃棄物処理法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物収集運搬業(特別管理)の許可 収集運搬業許可が、同一都道府県内において、一つの政令市の区域を越えて行う産業廃棄物の収集運搬は、当該都道府県知事の許可のみで行える事になった。但し、積替え保管を伴う収集運搬については、その許可の取扱いに変更はなく、従来通り積替え保管を行う区域の都道府県知事・政令市長の許可が必要である。 ※改正法の施行日が2011年4月1日 ・優良産廃処理業者認定制度 通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度。 ※改正法の施行日が2011年4月1日 ・廃水銀等の収集運搬又は処分を行う際には、特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分に係る許可が必要 平成28年4月1日から施行 ・平成29年10月1日以降、水銀廃棄物の収集運搬を行うためには、種類や限定条件に該当する水銀廃棄物が含まれた許可が必要。 ①水銀含有ばいじん等 ②水銀使用製品廃棄物 ・アスベストの収集運搬 (他の廃棄物と混載してはならない、飛散防止、最終処分場まで直送) ・PCB廃棄物の収集運搬は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可が必要 ・排出事業者との書面による、事前の契約締結 ・マニフェスト受付処理 <ul style="list-style-type: none"> <紙マニフェストの場合> <ul style="list-style-type: none"> ①B1、C2票の保管(5年間) ②B2票の返却(運搬終了後10日以内) <電子マニフェストの場合> <ul style="list-style-type: none"> ①運搬終了日から3日以内に、必要事項を入力して情報処理センターに報告 ②マニフェストの保存が不要(情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能) ・帳簿(収集運搬台帳)の備え付けと保存(5年間) ・収集運搬基準(車両の表示・書類の携帯・収集運搬時の飛散防止) ・事業者の責務 <ul style="list-style-type: none"> ①廃棄物を自らの責任において適切に処理する。 ②産業廃棄物処理業者から処分が困難との通知を受けた場合は必要な処置を講ずると共に、30日以内に都道府県知事に報告する。(平成23年4月1日に施行された改正廃棄物処理法) ③委託者が産業廃棄物の処理状況を確認する努力義務(平成23年4月1日に施行された改正廃棄物処理法) ④自社廃棄物の適正保管、適正処理及び管理票交付状況報告(法12条) ・一般廃棄物は許可を受けた業者への委託(委託業者との契約)
<p>PCB 特措法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB廃棄物の保管及び処分等の状況の届出 低濃度PCBの処分期間は2027年3月末まで ※弊社に低濃度PCBの、使用又は保管はありません

自動車NO _x ・PM法	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車排出窒素酸化物、粒子状物質などの排出抑制に努める。 ・府内の37市町の対策地域(能勢町、豊能町、太子町、河南町、千早赤阪村、岬町を除く37市町)を発地又は着地として、「対象自動車」で、荷物の積卸し、人の乗り降りや作業などを伴う場合は、「車種規制適合車(自動車NO_x・PM(ノックス・ピーエム)法に規定する排ガス基準を満たす自動車)又は経過措置対象車」を使用しなければならない ※適合車使用
道路運送車両法	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の定期検査 ・車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の運送用普通自動車は、運行記録計を備えなければならない。 ・車両総重量8トン以上のトラック等5台以上の使用の本拠ごとに、整備管理者の選任が必要。
道路交通法	<ul style="list-style-type: none"> ・車両事故防止の為の安全対策(人、物、管理) ・通行禁止道路を通行する場合、通行許可が必要。 ・運行計画や運転日誌の作成、安全運転の指導を行う安全運転管理者の選任を行う。
自動車リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ・車の所有者(最終所有者)は、リサイクル料金の支払いと自治体に登録された引取業者への廃車の引き渡し。
下水道法	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道受入基準を超える排水を出さない。
家電リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭や事務所から排出された家電製品を認定業者に引き渡し、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進する。
消防法	<ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵所及び取扱所においての、危険物の取扱は危険物取扱者の立会いが必要。 ・移動タンク貯蔵所(タンクローリー)による危険物の移動は、当該危険物を取り扱うことができる危険物取扱者(危険物取扱者免状を携帯し)を乗車させる。
高圧ガス保安法	<ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵における規則に準じる。
小型家電リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。 ・消費者の責務は分別して排出。(平成25年度4月1日から施行)
労働安全衛生法一部 改定平成26年から 平成28年6月までの間 に順次施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェック制度の創設 医師、保健師などによるストレスチェックの実施を事業者者に義務付ける。 ストレスチェックの結果を通知された労働者に、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、適切な就業上の措置を講じなければならない。 ・受動喫煙防止対策の推進 労働者の受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを努力義務とする。 ・労働時間の状況の把握 ・面接指導 ・産業医・産業保健機能の強化 ・法令等の周知の方法 ・心身の状態に関する情報の取扱い

環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果、環境関連法規等は遵守されていました。

なお違反、訴訟等も過去5年間ありません。

8. 代表者による全体評価と見直しの結果(2019年12月16日)

- ・月次に合わせてしっかり数値をみていき、環境負荷削減の為の取り組み方法に変更致しました。
- ・エコドライブの更なる徹底をドライバーに周知させていきます。
- ・環境負荷削減の為、新規購入の電化製品、電気機器、車両は、環境に配慮した物を優先して購入していきます。

【代表者コメント】

昨年10年表彰を受け、全社員に活動の更なる周知と新入社員にもしっかり教育し環境に配慮した取り組みを進めて参ります。

環境ボランティアの参加など、まずは地域の環境活動の推進・貢献に努めます。

以上

